

# ホテル1-2-3高崎 宿泊約款

## (適用範囲)

第1条 当ホテルが締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款が定めるものとし、この約款に定められていない事項については、法令又は慣習によるものとします。

② 当ホテルは前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずることができ

## (宿泊のお断りについて)

第2条 当ホテルは、次の場合には宿泊の引受けをお断りすることがあります。

- (1) 宿泊の申込がこの約款によらないものであるとき。
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、法定伝染病患者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し特別の負担を当ホテルに対して求められたとき。
- (6) 天災、施設の故障その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。
- (7) 宿泊しようとする者が泥酔その他で、他の宿泊者並びに従業員に著しく迷惑を及ぼすと認められるとき。
- (8) その他マネージャーが不相当と認めたとき。
- (9) 決められた場所以外での喫煙、消防設備等に対するいたずら、その他この約款が定める「ご利用規則」の禁止事項に従わないとき。

## (宿泊予約の申込み)

第3条 当ホテルは宿泊日に先だつ宿泊の申込みをお受けした場合には、その宿泊予約の申込者に対して次の事項の明告を求めることがあります。

- (1) 宿泊者の氏名、性別、国籍及び職業。
- (2) その他ホテルが必要と認めた事項。

## (宿泊料金の支払い)

第4条 料金のお支払いは、到着時又は当ホテルが請求した時、フロントにて行っていただきます。クーポン券、小切手、一括会社請求売掛、後日精算による取引は扱っておりません。

② 宿泊者が客室の使用を開始したのち、任意に宿泊がなかった場合においても宿泊料金は申し受け

## (予約の解除)

第5条 当ホテルは、宿泊予約の申込者が、宿泊予約の全部又は一部を除き解除したときは、別表違約金申受け規定により、違約金を申し受け

② 当ホテルは宿泊者が連絡をしないで、宿泊日当日の24時までに到着しないときは、その宿泊予約は解除されたものとみなし処理することがあります。

③ 前項の規定により解除したとみなし処理した場合において、宿泊者がその連絡をしないで到着しなかったことが列車等公共の運輸機関等の不着又は遅延その他、宿泊者の責に帰さない理由によるものであることを証明した時は、第1項の違約金いただきません。

第6条 当ホテルは、他の定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができます。

- (1) 第2条第3号から第8号までに該当することとなったとき。
- (2) 第3条第1号の事項の明告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明告されないとき。

## (宿泊の登録)

第7条 宿泊者は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて次の事項を登録していただきます。

- (1) 第3条第1項の事項。
- (2) 外国人にあつては、旅券番号、国籍、日本入国地及び入国年月日。
- (3) 出発日及び時刻。
- (4) その他当ホテルが必要と認めた事項。

## (利用時間)

第8条 宿泊者が当ホテルをご利用いただける時間は、午後3時より翌朝午前10時とします。

- ② 深夜の門限は24時30分です。それ以降、翌朝午前6時まではルームカードキーにて玄関の自動ドアを解除して下さい。
- ③ 朝食は午前6時30分から午前9時の間に定められた場所をご利用できます。

## (チェックアウト)

第9条 ご出発の際は、ルームカードキーはフロントまでお戻し下さい。

- ② 宿泊者が当ホテルの客室をお空けいただく時刻(チェックアウトタイム)は午前10時とします。ただし連泊される場合においては客室の使用を承ることがあります。この場合、必ず次の事項をお守り下さい。
  - (1) ご使用は、連泊のお客様に限ります。
  - (2) あらかじめ、客室扉外ノブに”起こさないで”カードを掛けて下さい。
  - (3) お部屋の清掃、シーツ等の交換はいたしません。
  - (4) 衛生管理上、長期滞在の場合3日に一度は清掃をさせていただきます。

③ 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 正午まで 1,500円
- (2) 14時まで 3,000円
- (3) 14時以降 室料の全額

#### (利用規則の遵守)

第10条 宿泊者は当ホテル内において、当ホテルが定めて施設内に掲示した利用規則に従っていただきます。

#### (宿泊継続のお断りについて)

第11条 当ホテルは、お引受した宿泊期間中といえども、次の場合には宿泊の継続をお断りすることがあります。

- (1) 第2条第3号から第8号までに該当することとなったとき。
- (2) 前条(第10条)の利用規則をお守り頂けない場合。

#### (宿泊の責任)

第12条 当ホテルの宿泊に関する責任は、宿泊者が当ホテルのフロントにおいて宿泊の登録を、行った時に始まり、宿泊者が出発するため客室を空けたときに終わります。

- ② 当ホテルの責に帰すべき理由により宿泊者に客室の提供ができなくなったときは、天災その他の理由により困難な場合を除き、その宿泊者に同一又は類似の条件による他の宿泊施設を斡旋します。この場合には客室の提供が継続できなくなった日の宿泊料金を含むその後の宿泊料金はいただきません。
- ③ 当ホテルの責に帰さない事由又は不可抗力により、宿泊者に対して客室の提供が出来なくなった場合については前項の対象外として当ホテルはその責任を負いません。
- ④ 宿泊者が当ホテルの掲示した利用規則に従わないために発生した事故に関しましては、当ホテルはその責任を負いません。
- ⑤ 指定された喫煙場所以外の場所または禁煙ルームでの喫煙が確認できた場合、喫煙による客室クリーニング代及び客室販売売り止めの損害賠償として正規料金の30分を賠償していただきます。

#### (委託物等の取扱い)

第13条 現金、有価証券並びに貴金属などの貴重品は貴重品ロッカーの利用とし、フロントでのお預かりはいたしません。宿泊者が貴重品ロッカーにお預けになった現金、有価証券並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が発生したときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルはその損害を、旅館損害責任保険により賠償します。ただし、現金及び貴金属につきましては、当ホテルがその種類及び価格の明告を求めた場合であって、宿泊者がそれを行わなかったときには、当ホテルは15万円を限度として、その損害賠償をします。

② 宿泊者が当ホテル内にお持込みになった物品であって、フロントよりお預けにならなかったものについて、当ホテル

の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルはその損害を旅館賠償責任保険により賠償します。ただし、宿泊者からあらかじめ種類及び価格の明告のなかったものについては15万円を限度としてその損害を賠償します。

#### (駐車場の責任)

第14条 宿泊者が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

#### ●違約金申受け規定

不泊	当日	前日
100%	100%	0%

※ただし事前の特約があった場合はこの限りではありません。

※宿泊料金に対する比率となります。